



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ジェコス株式会社
代表者名 代表取締役社長 弓場 勉
(コード：9991、東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 数藤 英二郎
(TEL. 03-3660-0776)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款の一部変更を行うものであります。

なお、第 26 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日

以上